

## 国追随？生活改善の実感なき 5年連続のプラス勧告

### 平成 30 年度青森県人事委員会報告・勧告

青森県人事委員会は10月11日、県職員の給与と一時金を平均年間給与額で0.48%引き上げるよう、知事と県議会に対して勧告しました。5年連続の引き上げ勧告ではありますが、生活改善につながるほどの改善ではないうえに、一時金の支給月数は0.05月であり、国家公務員や他県との差は縮まっていません。教職員には、この勧告を基に、県教育委員会から給与等について提案され、教職員組合との交渉を経た後、県議会で審議・決定されます。決定後は、4月にさかのぼっての差額が支給されます。

#### 平成 30 年度青森県人事委員会報告・ 勧告の概要

##### <給与等の改定>

- ①人事院勧告の内容に準じ、若年層に重点を置きながら全年齢層において引上げ改定（行政職：初任給を1500円、若年層で1000円程度、その他については400円の引き上げ）。
- ②一時金については0.05月引き上げ4.25月とした上で、引き上げ分をすべて勤勉手当に充当する。
- ③宿日直手当は通常の宿日直勤務を4400円に改定。

##### <その他の報告・勧告>

- ・人材の確保。
- ・総実勤務時間の縮減。  
→時間外勤務の縮減、教職員の多忙化解消、年次休暇の取得促進
- ・高齢者の雇用
- ・臨時・非常勤職員にかかる法改正への対応

#### 北海道・東北一時金支給月数比較



#### 初任・若年層に厚く配分

月例給に関しては、県内企業の支給状況を反映し、県職員が県内企業の支給より650円下まわったとしています。月例給の改善は、5年連続ですが、生活改善には程遠い内容です。また、人材確保を想定してか、若年層に重点を置く一方、子育て等で大変な中高年に配慮がされていないことも大きな問題です。

#### 一時金は最低レベル！！

一時金も民間との比較で、0.05月引き上げ、4.25月にするとしています。昨年度は国の勧告0.05月を超えて0.1月の引き上げとして、国や他県との格差が若干縮まったのですが、今回は国と同額なので、格差の解消にならず、北海道・東北でも最低レベルになります。国の支給水準まで早急に引き上げることを求めていく必要があります。

#### 生活を守る取り組みを進めます！

その他、再任用制度や定年延長、働き方、臨時講師の法改正への対応などについても勧告・報告でふれていますが、具体的な施策は提示されていません。今後、県教委との賃金確定交渉や統一要求書交渉において少しでも前進的な回答を引き出し、生活を守る取り組みを進めていきます。